

岩手県告示第564号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 248号	加工家きん ふん肥料	ペレット醗 酵けいふん	窒素全量 3.0 リン酸全量 3.0 加里全量 3.0	% 肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	獅子内 均	岩手県二戸市下斗 米字上野平130番地	平成33年 3月31日
岩手県第 125号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分 53.0	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	株式会社東北鉄興 社	岩手県一関市東山 町松川字滝の沢198 番地	平成33年 3月29日